

長野県とソフトバンク株式会社との包括連携協定書

長野県（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、相互理解のもと、双方の特長を活かした連携協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の緊密な相互連携と協働に関する基本的な事項について定め、しあわせ信州の実現に向け、地域活性化と県民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）教育・文化・スポーツの振興に関すること
- （2）産業の振興に関すること
- （3）結婚、出産、子育てへの支援に関すること
- （4）いきいきと安心して暮らせる社会づくりに関すること
- （5）その他両者が合意した事項

2 前項の事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、具体的な連携内容、推進方法及び役割等について随時協議を行うものとする。

（協定の継続及び見直し等）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（機密保持）

第4条 甲と乙は、本協定の履行に関して知り得た秘密事項を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は使用してはならない。本協定の有効期間満了後においても、また同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月6日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県知事

乙 東京都港区東新橋1丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
専務執行役員 兼 CHRO 兼 CCO